

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………一
- 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………九
- 東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………八

訓令

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）……………三

告示

- 国土調査としての指定……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………三
- 東京都環境影響評価条例による調査計画……………（環境局総務部環境政策課）……………三
- 国民健康保険組合規約の一部変更届出……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）……………四
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………（同）……………四
- 森林法第百八十九条の揭示……………（産業労働局農林水産部森林課）……………四
- 職員（教）
- 職員（教）の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（同）……………五

規程（文）

- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）……………五

規程（水）

- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）……………五

規程（下水）

- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）……………五

訓令（議）

- 職員（議）の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……………（同）……………五

規則

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 生活保護の受給に関する証明書

六 障害の程度を証する書類

七 戸籍謄本

第八条の次に次の一条を加える。

（公募の例外）

第八条の二 条例第九条第一号から第六号まで又は条例第九条の二の規定による一般都

営住宅の使用申込みをしようとする者については、第四条の規定を準用する。

第九条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅変更申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅交換申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の使用料減免申請書又は使用料徴収猶予申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅同居申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅使用承継申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅模様替え・増築・住宅敷地内工作物設置申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅用途一部変更申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十五条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅長期不在届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十六条第一項第一号中「(第二十一条の規定により同居の許可を受けた者を含む。)」を削り、同項に次の七号を加える。

三 使用者、使用者の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が、転勤、入院、施設入所、その他知事が正当と認める理由で使用者又は同居者を残し、一年以上不在となり、かつ、住所の変更をした場合

四 前号に掲げる事由が終了した場合

五 使用者の配偶者及びパートナーシップ関係の相手方を除く同居者が、転勤、施設入所、その他知事が正当と認める理由で使用者又は他の同居者を残し、一年以上不在となり、かつ、住所の変更をした場合

六 前号に掲げる事由が終了した場合

七 一般都営住宅に附帯設備を追加する場合

八 使用者が身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合

九 前号の使用が終了した場合

第二十六条に次の八項を加える。

4 第一項第三号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の二による都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出届を知事に提出しなければならない。

5 第一項第四号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の三による都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出解除届を知事に提出しなければならない。

6 第一項第五号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の四による都営住宅世帯員一時転出届を知事に提出しなければならない。

7 第一項第六号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の五による

る都営住宅世帯員一時転出解除届を知事に提出しなければならない。

8 第一項第七号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の六による附帯設備追加届を知事に提出しなければならない。

9 第一項第八号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の七による身体障害者補助犬使用届を知事に提出しなければならない。

10 第一項第九号に該当する場合は、使用者は、速やかに別記第二十六号様式の八による身体障害者補助犬使用終了届を知事に提出しなければならない。

11 知事は、第二項から第九項に定める届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し(第一項第一号から第六号までの場合に限る。)

二 戸籍謄本(第一項第一号又は第二号の場合に限る。)

三 障害の程度を証する書類(第一項第三号、第五号、第七号又は第八号の場合に限る。)

四 転出理由を証する書類(第一項第一号、第三号又は第五号の場合に限る。)

五 設計図書(第一項第七号の場合に限る。)

六 身体障害者補助犬認定証又は盲導犬使用者証(第一項第八号の場合に限る。)

七 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十九条第二項に次の四号を加える。

三 住民票の写し

四 生活保護の受給に関する証明書

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第三十条第二項中「知事が指示する」を「前条第二項に定める」に改め、同条第四項中「第二十一条第二項又は第三項」を「第二十一条第三項又は第四項」に改める。

第三十五条の二第二項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第三十五条の十第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十条第六項中「第二十一条第二項又は第三項」を「第二十一条第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同

項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、第一項及び第三項の書類のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 生活保護の受給に関する証明書

三 障害の程度を証する書類

四 戸籍謄本

五 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第四十四条第二項中「知事が指示する」を「前条第二項に定める」に改める。

第四十六条第七項中「第二十一条第二項又は第三項」を「第二十一条第三項又は第四項」に改める。

第六十条第三項中「ほかに、」の下に「戸籍謄本その他」を加える。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(公募の例外)

第六十三条の二 知事は、条例第八十六条の規定により利用予定者を決定するときは、利用申込者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第六十五条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免及び徴収猶予)

第六十五条の二 知事は、条例第九十一条の規定による利用料金の減免又は利用料金の徴収の猶予を希望する利用者については、利用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
別記第二十六号様式の次に次の七様式を加える。

第26号様式の2 (第26条関係)

(表)

都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出届

年 月 日

東京都知事 殿

住所										
住 宅 番 号	号 棟		号							
使用 者 氏 名										
名 義 人 番 号										
電 話 (自 宅)										

下記のとおり一時転出することになりましたので届け出ます。

記

一時転出者氏名										
転居先 名称										
転居先 住所										
期 間	年	月	日	～	年	月	日			
連 絡 先	都・道・府・県					区・市・郡				
	町・村					電話 ()				
理 由										

※ 転出理由が確認できる書類 (施設入所証明、入院証明等) 及び住民票の写しを添えてください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

転出期間中に守っていただくこと。

- 1 東京都営住宅条例 (以下「条例」という。) 第26条の規定に基づく「収入に関する報告」は、一時転出する使用者、使用者の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の収入を含めて報告すること。
- 2 使用料は、所定の手続により、必ず期日までに納入すること。
- 3 転出期間中は、都営住宅に残る者には条例等を守らせ、迷惑をかけること。
- 4 転出が解除されたときは、速やかに所定の「都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出解除届」を提出すること。

第26号様式の3（第26条関係）

都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出解除届

年 月 日

東京都知事 殿

住所										
住宅番号	号棟					号				
使用者氏名										
名義人番号										
電話（自宅）										

年 月 日付けで都営住宅使用者、使用者の配偶者等一時転出届を提出しましたが、年 月 日付けで一時転出を終了し、戻りましたので、届け出ます。

（日本産業規格A列4番）

第26号様式の4（第26条関係）

都営住宅世帯員一時転出届

年 月 日

東京都知事 殿

住所										
住宅番号	号棟					号				
使用者氏名										
名義人番号										
電話（自宅）										

下記のとおり世帯員が一時転出することになりましたので、届け出ます。

記

一時転出者氏名	転出先名称	転出先住所	期間	連絡先	理由
			年 月 日 ～ 年 月 日	都・道・府・県 区・市・郡 電話 ()	

※ 転出理由が確認できる書類（施設入所証明等）及び住民票の写しを添えてください。

（日本産業規格A列4番）

第26号様式の5 (第26条関係)

都営住宅世帯員一時転出解除届

年 月 日

東京都知事 殿

住所					
住宅番号	号棟		号		
使用者氏名					
名義人番号					
電話(自宅)					

年 月 日付で都営住宅世帯員一時転出届を提出しましたが、年 月 日付で一時転出を終了し、戻りましたので、届け出ます。

(日本産業規格A列4番)

第26号様式の6 (第26条関係)

附帯設備追加届

年 月 日

東京都知事 殿											
名義人番号											
住宅名・番号											
住所	区・市・町				丁目	番	号				
使用者氏名											

下記のとおり附帯設備の追加をしたいので届け出ます。
なお、これについて東京都から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原形に復することを誓約します。

記

附帯設備追加部分	
目的又は理由	
時期	

指定管理者受理印欄に受理印が押してあるものは、附帯設備の工事を行うことができます。

- 備考
- この追加届及び添付設計図書は、それぞれ2部ずつ提出してください。
 - 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第26号様式の7 (第26条関係)

身体障害者補助犬使用届

年 月 日

東京都知事 殿

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しますので届け出ます。

住 宅 名	
住 所	
使 用 者	
身 体 障 害 者 補 助 犬 使 用 者	
身 体 障 害 者 補 助 犬 の 種 類	盲導犬・介助犬・聴導犬
名 義 人 番 号	

(添付書類)

身体障害者補助犬認定書 (写し) 又は 盲導犬使用者証 (写し)

※ この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなった場合は、使用終了届を提出してください。

(日本産業規格A列4番)

第26号様式の8 (第26条関係)

身体障害者補助犬使用終了届

年 月 日

東京都知事 殿

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなったので届け出ます。

住 宅 名	
住 所	
使 用 者	
身 体 障 害 者 補 助 犬 使 用 者	
身 体 障 害 者 補 助 犬 の 種 類	盲導犬・介助犬・聴導犬
名 義 人 番 号	

(日本産業規格A列4番)

別記第四十六号様式中「㊦」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都営住宅条例施行規則別記第四十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第二項第三号中「に足りる」を削る。

第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の福祉住宅使用料減額（免除）申請書のほかに、使用者又はその世帯
員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証明する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の福祉住宅使用者名義変更申請書のほかに、使用者又はその世帯員に
関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の福祉住宅世帯員加入承認申請書のほかに、使用者又はその世帯員に
関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の福祉住宅模様替え・増築・住宅敷地内工作物設置申請書のほかに、
使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の福祉住宅用途一部変更申請書のほかに、使用者又はその世帯員に
関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第十九条の見出しを「（その他の届出事項）」に改め、同条に次の五項を加える。

3 条例第十七条第三号に規定する知事が指定する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 福祉住宅に附帯設備を追加すること。
- 二 使用者が身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定

第20号様式の3 (第19条関係)

身体障害者補助犬使用届

年 月 日

東京都知事 殿

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しますので届け出ます。

住 宅 番 号						号 棟 号
住 所						
使 用 者						
身 体 障 害 者 補 助 犬 使 用 者						
身 体 障 害 者 補 助 犬 の 種 類	盲導犬・介助犬・聴導犬					
名 義 人 番 号						
使用開始時期						

(添付書類)

身体障害者補助犬認定書 (写し) 又は 盲導犬使用者証 (写し)

※ この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなった場合は、使用終了届を提出してください。

(日本産業規格A列4番)

第20号様式の4 (第19条関係)

身体障害者補助犬使用終了届

年 月 日

東京都知事 殿

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなったので届け出ます。

住 宅 番 号						号 棟 号
住 所						
使 用 者						
身 体 障 害 者 補 助 犬 使 用 者						
身 体 障 害 者 補 助 犬 の 種 類	盲導犬・介助犬・聴導犬					
名 義 人 番 号						
使用終了時期						

(日本産業規格A列4番)

別記第二十八号様式中「㉔」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉住宅条例施行規則別記第二十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

東京都引揚者住宅条例施行細則の一部を改正する規則

東京都引揚者住宅条例施行細則(昭和二十六年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(同居者等の許可)

第七条 知事は、条例第十二条の規定により許可を受けようとする者については、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証明する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第八条に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の場合、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 住民票の写し

二 収入を証明する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第八条の次に次の二条を加える。

(附帯設備追加届)

第八条の二 使用者は、住宅に附帯設備を追加しようとするときは、速やかに別記第四号様式の二による附帯設備追加届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の附帯設備追加届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

(身体障害者補助犬使用届)

第八条の三 使用者は、身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項の身体障害者補助犬を使用しようとするときは、速やかに別記第四号様式の三による身体障害者補助犬使用届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の使用が終了したときは、速やかに別記第四号様式の四による身体障害者補助犬使用終了届を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項に定める届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

別記第四号様式の次に次の三様式を加える。

第4号様式の2 (第8条の2関係)

附帯設備追加届

東京都知事 殿

年 月 日

名義人番号									
住宅名・番号	号棟 号								
住所	下	区・市・町	丁目	番	号	電話	()
使用者氏名									

下記のとおり附帯設備の追加をしますので届け出ます。
 なお、これについて東京都から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原形に復することを誓約します。

記

附帯設備追加部分	
目的又は理由	
時期	

指定管理者受印	
指定管理者受印	

指定管理者受印印欄に受印印が押してあるものは、附帯設備の工事を行うことができます。

- 備考
- この追加届及び添付設計図書は、それぞれ2部ずつ提出してください。
 - 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

第4号様式の3 (第8条の3関係)

身体障害者補助犬使用届

東京都知事 殿

年 月 日

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しますので届け出ます。

住宅番号									
住所									
使用者									
身体障害者補助犬使用者									
身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬								
名義人番号									
使用開始時期									

(添付書類)

身体障害者補助犬認定書 (写し) 又は 盲導犬使用者証 (写し)

※ この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなった場合は、使用終了届を提出してください。

第4号様式の4 (第8条の3関係)

身体障害者補助犬使用終了届

東京都知事 殿

年 月 日

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなったので届け出ます。

住宅番号	号棟	号
住所		
使用者		
身体障害者補助犬使用者		
身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬	
名義人番号		
使用終了時期		

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式中「㊦」を削る。

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都引揚者住宅条例施行細則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来る。

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八号

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「使用申込者」を「知事」に、「知事に提出しなければならない」を「提出させることができる」に改め、同項中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

- 婚姻（予約を含む。）を証明する書類
- 生活保護の受給に関する証明書
- 障害の程度を証する書類
- 戸籍謄本

第四条の次に次の一条を加える。

（公募の例外）

第四条の二 条例第六条第一号から第三号までの規定により地域特別賃貸住宅の使用を希望する者については、第三条の規定を準用する。ただし、知事が必要があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

第五条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅変更許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に

掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第六条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅交換許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第十八条の次に次の一条を加える。

(使用料等の減免及び徴収猶予)
第十八条の二 条例第十七条の規定により使用料等の減免又は使用料等の徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる書類のうち知事が指示するものを提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅同居許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に

掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 収入を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の世帯員変更届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 戸籍謄本
 - 三 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の長期不在許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅模様替え・工作物設置許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 障害の程度を証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十四条の次に次の一条を加える。

(附帯設備追加届)

第二十四条の二 使用者は、住宅に附帯設備を追加しようとするときは、速やかに別記

第十九号様式の二による附帯設備追加届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の附帯設備追加届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅用途一部変更許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十五条の次に次の一条を加える。

(身体障害者補助犬使用届)

第二十五条の二 使用者は、身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条

第一項に規定する身体障害者補助犬を使用しようとするときは、速やかに別記第二十

一号様式の二による身体障害者補助犬使用届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の使用が終了したときは、速やかに別記第二十一号様式の三による

身体障害者補助犬使用終了届を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項に定める届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅使用権承継許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十九条第三項中「ほかに、」の下に「戸籍謄本その他」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(公募の例外)

第三十二条の二 知事は、条例第三十四条の規定により利用予定者を決定する場合は、利用予定者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第三十四条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免及び徴収猶予)

第三十四条の二 知事は、条例第三十九条の規定により利用料金の減免又は利用料金の徴収の猶予を希望する利用者については、利用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 収入を証する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

別記第十九号様式の次に次の様式を加える。

第19号様式の2 (第24条の2関係)

附帯設備追加届

東京都知事 殿

年 月 日

名義人番号									
住宅名・番号	号棟 号								
住所	下	区・市・町	丁目	番	号	電話	()	
使用者氏名									

下記のとおり附帯設備の追加をしたいので届け出ます。
 なお、これについて東京都から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原形に復することを誓約します。

記

附帯設備追加部分	
目的又は理由	
時期	

指定管理者受印欄に受印印が押してあるものは、附帯設備の工事を行うことができます。

指定管理者受印

- 備考
- この追加届及び添付設計図書は、それぞれ2部ずつ提出してください。
 - 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第21号様式の2 (第25条の2関係)

身体障害者補助犬使用届

東京都知事 殿

年 月 日

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しますので届け出ます。

住宅番号	号棟 号				
住所					
使用者					
身体障害者補助犬使用者					
身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬				
名義人番号					
使用開始時期					

(添付書類)

- 身体障害者補助犬認定書 (写し) 又は 盲導犬使用者証 (写し)
- ※ この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなった場合は、使用終了届を提出してください。

(日本産業規格A列4番)

第21号様式の3 (第25条の2関係)

身体障害者補助犬使用終了届

東京都知事 殿

年 月 日

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなったので届け出ます。

住宅番号 ・ 番 号	号棟 号
住所	
使用者	
身体障害者 補助犬使用者	
身体障害者 補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬
名義人番号	
使用終了時期	

(日本産業規格A列4番)

別記第三十号様式中「㊦」を削る。

附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則別記第三十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九号

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成五年東京都規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「使用申込者」を「知事」に、「知事に提出しなければならない」を「提出させることができる」に改め、同項中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

- 婚姻（予約を含む。）を証明する書類
 - 生活保護の受給に関する証明書
 - 障害の程度を証する書類
 - 戸籍謄本
- 第四条の次に次の一条を加える。
- （公募の例外）

第四条の二 条例第六条の規定により特定公共賃貸住宅の使用を希望する者については、第三条の規定を準用する。ただし、知事が必要があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

（使用料等の減免及び徴収猶予）

第十六条の二 知事は、条例第十七条の規定により使用料等の減免又は使用料等の徴収の猶予を希望する使用者については、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 所得を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第十九条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の住宅同居許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 住民票の写し
 - 二 所得を証する書類
 - 三 生活保護の受給に関する証明書
 - 四 障害の程度を証する書類
 - 五 戸籍謄本
 - 六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十条中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の世帯員変更届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 住民票の写し
 - 二 戸籍謄本
 - 三 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の長期不在許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に

掲げる書類を提出させることができる。

- 一 住民票の写し
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の住宅模様替え・工作物設置許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 障害の程度を証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十三条の次に次の一条を加える。
- (附帯設備追加届)
- 第二十三条の二 使用者は、住宅に附帯設備を追加しようとするときは、速やかに別記第十七号様式の二による附帯設備追加届を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の附帯設備追加届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 障害の程度を証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 知事は、前項の住宅用途一部変更許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。
- 一 障害の程度を証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類
- 第二十四条の次に次の一条を加える。
- (身体障害者補助犬使用届)
- 第二十四条の二 使用者は、身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を使用するときは、別記第十九号様式の二による身体障害者補助犬使用届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の使用が終了したときは、別記第十九号様式の三による身体障害者補助犬使用終了届を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の身体障害者補助犬使用届のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の住宅使用权継許可申請書のほかに、使用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票の写し

二 所得を証する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

第二十八条第三項中「ほかに、」の下に「戸籍謄本その他」を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(公募の例外)

第三十一条の二 知事は、条例第三十四条の規定により利用予定者を決定するときは、利用予定者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 障害の程度を証する書類

二 前号に掲げるもののほか必要と認める書類

第三十三条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減免及び徴収猶予)

第三十三条の二 知事は、条例第三十九条の規定により利用料金の減免又は利用料金の徴収の猶予を希望する利用者については、利用者又はその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

一 住民票

二 所得を証する書類

三 生活保護の受給に関する証明書

四 障害の程度を証する書類

五 戸籍謄本

六 前各号に掲げるもののほか必要と認める書類

別記第十七号様式の次に次の様式を加える。

第17号様式の2 (第23条の2関係)

附帯設備追加届

東京都知事 殿

年 月 日

名義人番号									
住宅名・番号	号棟 号								
住所	下	区・市・町	丁目	番	号	電話	()	
使用者氏名									

下記のとおり附帯設備の追加をしたいので届け出ます。
 なお、これについて東京都から原形回復の命令があった場合又は住宅を返還する場合には、直ちに無条件で、かつ、自己の費用で原形に復することを誓約します。

記

附帯設備追加部分	
目的又は理由	
時期	

指定管理者受印	
---------	--

指定管理者受印欄に受印が押してあるものは、附帯設備の工事を認めたものとします。

- 備考
- この追加届及び添付設計図書は、それぞれ2部ずつ提出してください。
 - 名義人番号は、住宅使用料等の領収書を参考に記入してください。

別記第十九号様式の次に次の二様式を加える。

第19号様式の2 (第24条の2関係)

身体障害者補助犬使用届

東京都知事 殿

年 月 日

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しますので届け出ます。

住宅番号	号棟 号				
住所					
使用者					
身体障害者補助犬使用者					
身体障害者補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬				
名義人番号					
使用開始時期					

(添付書類)

- 身体障害者補助犬認定書 (写し) 又は 盲導犬使用者証 (写し)
- ※ この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなった場合は、使用終了届を提出してください。

第19号様式の3 (第24条の2関係)

身体障害者補助犬使用終了届

年 月 日

東京都知事 殿

私は、この住宅で身体障害者補助犬を使用しなくなったので届け出ます。

住宅番号 ・ 番 号	号棟 号				
住 所					
使 用 者					
身体障害者 補助犬使用者					
身体障害者 補助犬の種類	盲導犬・介助犬・聴導犬				
名義人番号					
使用終了時期					

(日本産業規格A列4番)

別記第二十八号様式中「㊦」を削る。

附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則別記第二十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

●東京都訓令第一号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

第二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

- 命令権者は、第一項若しくは第二項に規定する休憩時間又は条例第六条第二項に規定する職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等（職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合は、それ

らの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得る場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第二の範囲内で変更するものとする。

附則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和八年一月二十二日
- 二 調査を行う者の名称 八王子市
- 三 調査地域 田町及び元横山町三丁目
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和四年東京都告示第百九十四号調布都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第二・二・四 十号駒井公園
- 三 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

令和四年東京都告示第百九十四号の事業地のうち、狛江市駒井町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

●東京都告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百八十五号町田市都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田市都市計画緑地事業第二十七号三種緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年九月十五日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

なし

●東京都告示第百二十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、王子駅前地区再開発計画について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

王子駅前地区市街地再開発準備組合

理事長 栗原 洋司

北区王子一丁目五番十二号王子明和ビル

住友不動産株式会社

取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

二 対象事業の名称及び種類

王子駅前地区再開発計画

高層建築物の設置、住宅団地の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、北区王子一丁目及び堀船一丁目に位置する計画地において、住宅、商業、ホテル、事務所、駐車場、貫通道路、石神井川に架かる橋りょう等の建設及び南口広場の整備を計画するものである。

四 周知地域の範囲

北区 王子一丁目、王子二丁目、王子三丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、豊島三丁目、堀船一丁目、堀船二丁目、堀船三丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、岸町一丁目、滝野川一丁目、滝野川二丁目、西ヶ原二丁目、西ヶ原三丁目、柴町、上中里二丁目、上中里三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和八年二月十三日から同月二十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和三十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子一丁目十二番四号 T I C王子ビル二階

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年三月四日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー一八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

●東京都告示第二百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第四項の規定により、東京建設職能国民健康保険組合規約の一部変更について届出があつたので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第

二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

変更事項 変 更 前 変 更 後 変更年月日

事務所の所在地 東京都千代田区 東京都千代田区 令和七年十月十六日

九段南三丁目二 九段南三丁目二

番七号 ザ・ピ 番七号四階

ルディング九段南

四階

●東京都告示第二百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に茨城県古河市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和七年十二月四日

●東京都告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保

安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和八年二月十三日

東京都知事 小池百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字数馬七〇五四番二	大久保登	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和七年東京都告示第千百三十九号のとおり。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和八年二月十三日

東京都教育委員会

第二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

- 4 命令権者は、第一項若しくは第二項に規定する休憩時間又は条例第六条第二項に規定する職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等(職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合は、それらの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を得る場合は、この限りでない。

- 5 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第二の範囲内で変更するものとする。

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第二号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月十三日

東京都交通局長 堀越 弥栄子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 5 所属長は、第一項若しくは第四項に規定する休憩時間又は第三十一条第一項の規定により職員部長が別に定める休憩時間若しくは同条第二項の規定により部長が臨時的に変更する休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等(職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合は、それらの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を得る場合は、この限りでない。

- 6 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第二の二の範囲内で変更するものとする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月十三日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（移動を伴う在宅勤務等の勤務時間等の特例）

第五条の二 所属長は、第四条第一項若しくは前条第五項に規定する休憩時間又は第九条の規定により局長が別に定める休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等（職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合は、それらの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第一イの二の範囲内で変更するものとする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月十三日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（移動を伴う在宅勤務等の勤務時間等の特例）

第五条の二 所属長は、第四条第一項若しくは前条第五項に規定する休憩時間又は第九条の規定により局長が別に定める休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等（職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合は、それらの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第一の二の範囲内で変更するものとする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会議長 會 局

職員勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十三日

東京都議会議長 増 子 博 樹

第四条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 命令権者は、第一項又は第二項に規定する休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等（職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合は、それらの休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得する場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定により休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、別表第二の範囲内で変更するものとする。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

